

令和6年6月

定期監査
結果報告書

恵庭市監査委員

《 目 次 》

定期監査（工事等書面）報告書	1
----------------------	---

定期監査（出先機関）報告書	4
---------------------	---

恵 監 第 2 9 号
令和6年6月10日

恵庭市長	原 田 裕 様
恵庭市議会議長	長 谷 文 子 様
恵庭市教育委員会教育長	岩 渕 隆 様
恵庭市選挙管理委員会委員長	原 浩 司 様
恵庭市農業委員会会長	西 口 雅 樹 様
恵庭市公平委員会委員長	内 倉 真裕美 様

恵庭市監査委員	北 林 剛
恵庭市監査委員	川 股 洋 一

令和6年度定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条並びに恵庭市監査基準に基づく定期監査を実施したので、その結果に関する報告書を次のとおり提出します。

定期監査（工事等書面）報告書

1. 監査の期間

令和6年4月17日～5月22日

2. 監査の内容

（1）監査対象事務

令和5年度に契約した工事等の計画、設計、積算、入札・契約、施工等に係る事務監査
対象工事等は別紙のとおり

（2）監査の着眼点

工事等に係る事務が法令等に準拠しているか、また、適切かつ効率的、経済的に執行されているかを着眼点とし、監査を実施した。

（3）監査の方法

所管課から事前に関係書類の提出を求め、監査の着眼点に沿って書面監査を行い、関係職員から説明を受け聴取した。

3. 監査の結果

監査の結果、工事等に係る事務は概ね適正に執行されていると認められたが、一部において指摘事項等があったことから、令和6年5月20日に監査結果の講評を所管部課対象に行い、その内容を説明し改善及び検討を促した。

なお、指摘事項等の概要は、次のとおりである。

監査結果については、令和6年5月22日付で文書により所属長等に通知した。

《指摘事項》

- ・工事関係書類に写真の一部添付漏れや黒板の撮影漏れ、日付の誤りがあったことから、適正に処理されるよう請負業者への指導を徹底されるとともに、チェック方法等について改善されたい。

建設部土木課（茂漁62番線外1改良舗装工事、島松大通アンダーパス補修工事、柏橋補修工事）

《指導事項》

- ・工事関係書類に写真の一部添付漏れがあったことから、請負業者への指導を徹底されるとともに、チェック方法等について改善されたい。

建設部管理課（道路施設補修工事（土木補修））

・工事写真について一部撮影漏れがあることから、請負業者への指導を徹底されるとともに、チェック方法等について改善されたい。

建設部公園緑地課（街区公園再整備工事）

《検討事項》

・単価見積書に日付の記載及び受付印の押印がないことから、見積書様式の見直しや受付印の押印について検討されたい。

生活環境部廃棄物管理課（最終処分場浸出水貯留槽補修工事）

・単価見積書に日付の記載及び受付印の押印がないことから、見積書様式の見直しや受付印の押印について検討されたい。

建設部管理課（道路施設補修工事（土木補修））

・銀行等の保証書にかかる受領書の添付が漏れていたことから、関係書類の整理方法等について検討されたい。

建設部公園緑地課（公園施設長寿命化改修工事（補助））

・工事関係書類に有資格者証の添付漏れがあったことから、チェック方法等について検討されたい。

水道部上水道課（新町・京町地区配水管布設替工事、幸町地区配水管布設替工事）

・工事関係書類の工事写真において不鮮明で日付の確認ができないものがあったことから、明確に確認できるようチェック方法等について検討されたい。

水道部上水道課（新町・京町地区配水管布設替工事）

・資材置き場の安全対策については現地確認されているが、安全対策状況を確認できる写真について工事関係書類に添付することを検討されたい。

水道部下水道課（恵庭市公共下水道事業 京町・栄恵町地区管渠布設工事）

(別紙)

令和 6 年度工事等書面監査対象一覧

No.	工事（業務）名	契約金額 （円）	工期（期間）	契約方法	所管課
1	最終処分場浸出水貯留槽補修工事	29,359,000	R5/11/14～R6/3/29	事後審査一般	廃棄物 管理課
2	道路施設補修工事（歩道補修）	17,952,000	R5/9/27～R5/11/30	事後審査一般	管理課
3	道路施設補修工事（土木補修）	41,316,000	R5/7/4～R6/1/4	事後審査一般	
4	公園照明灯灯柱更新工事	27,159,000	R5/9/6～R6/1/30	事後審査一般	公園 緑地課
5	街区公園再整備工事	93,940,000	R5/9/11～R6/1/30	事後審査一般	
6	公園施設長寿命化改修工事（補助）	84,810,000	R5/9/19～R6/3/29	事後審査一般	
7	島松南 19 番線改良舗装工事（ゼロ市債）	26,103,000	R5/3/27～R5/7/20	事後審査一般	土木課
8	茂漁 62 番線外 1 改良舗装工事	19,217,000	R5/9/6～R5/11/30	事後審査一般	
9	島松大通アンダーパス補修工事	66,187,000	R5/8/10～R5/12/11	事後審査一般	
10	柏橋補修工事	71,852,000	R5/11/22～R6/3/29	事後審査一般	
11	市営住宅桜町団地 8～12 号棟給水設備切替工事の内機械設備工事	67,705,000	R5/7/6～R5/11/17	事後審査一般	建築課
12	市営住宅柏陽団地解体工事（第 2 工区）	106,931,000	R5/9/12～R6/1/9	事後審査一般	
13	恵庭ふるさと公園管理棟改修工事	21,428,000	R5/9/19～R6/1/16	事後審査一般	
14	若草小学校・恵明中学校校舍防火設備改修工事	22,638,000	R5/7/14～R6/1/15	事後審査一般	
15	新町・京町地区配水管布設替工事	47,124,000	R5/6/19～R5/12/20	事後審査一般	上水道 課
16	林田地区配水管布設替工事	36,883,000	R5/6/19～R5/10/13	事後審査一般	
17	幸町地区配水管布設替工事	34,815,000	R5/6/19～R5/10/16	事後審査一般	
18	恵庭市公共下水道事業 京町・栄恵町地区管渠布設工事	85,052,000	R5/5/23～R5/11/10	事後審査一般	下水道 課
19	恵庭市公共下水道事業 管渠調査委託業務 その 1	30,690,000	R5/7/18～R6/2/28	公募型指名 入札	
20	中学校保健室等冷房設備設置事業	11,999,867	R6/1/15～R6/3/29	指名競争入札	教育 施設課

定期監査（出先機関）報告書

1. 監査の期間

令和6年5月8日～5月22日

2. 監査の対象

監査対象は次のとおり。

監査日	出先機関（対象施設）	所管部課
5月8日	新町車庫管理事務所	総務部財務室管財・契約課
5月8日	緑のふるさと森林公園管理棟	経済部花と緑・観光課
5月9日	消防署島松出張所	消防署島松出張所

3. 監査の実施場所

各出先機関

4. 監査の内容

（1）監査対象事務

令和5年度に執行された施設の管理運営、備品管理及びその他関連事務

（2）監査の着眼点等

市の事務が、関係法令等に基づき、①適正に執行されているか、②施設の管理運営、備品管理等が適正にされているか、③施設の危機管理体制が整備されているか等を着眼点とし、監査を実施した。

（3）監査の方法

監査は、事前に着眼点、対象施設別の確認事項を通知し、関係書類の提出を求め書類監査を行い、その後、関係職員から内容を聴取した。

5. 監査の結果

監査の結果、施設の管理運営、備品管理及び危機管理体制並びにその他関連事務は、概ね適正に執行されていると認められたが、一部において指導事項、口頭による改善等を要する事項があったことから、令和6年5月20日に監査結果の講評を行い、その状況や内容を説明し確認するとともに改善等を促した。

なお、監査の結果については、令和6年5月22日付で文書により所属長等に対し通知した。
出先機関ごとの監査結果は、次のとおりである。

（１）新町車庫管理事務所

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

- ① 施設の管理運営、備品管理の状況
- ② 車両の利用、安全運転確保の状況
- ③ 危機管理体制
- ④ 台帳及び諸帳簿の整備等

施設の管理運営、車両利用、安全運転確保の状況及び危機管理等について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、車両管理規程について、所管課への講評を行い口頭による改善を促した。

（２）緑のふるさと森林公園管理棟

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

- ① 施設の利用状況
- ② 施設の管理運営、備品管理の状況
- ③ 利用者の安全対策、危機管理体制
- ④ 台帳及び諸帳簿の整備

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、施設管理上の職員の連絡体制の確保等について、所管課への講評を行い口頭による改善、検討を促した。

（３）消防署島松出張所

監査の着眼点、確認事項に基づき、次の項目について監査を実施した。

- ① 施設の管理運営、備品管理の状況
- ② 危機管理体制
- ③ 応急手当の普及啓発、査察の実施状況
- ④ 台帳及び諸帳簿の整備等

施設運営、備品管理及び施設の危機管理等について監査した結果、概ね適正に執行されていると認められた。

なお、次の事項について、所管課への講評を行い改善を促した。

《指導事項》

・前回の監査の検討事項であったが、施設点検表等の諸帳簿に一部記載漏れがあったことから、適確なチェック及び記載について徹底されたい。